

「学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に係る事後調査報告書（工事中その２）」の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に係る事後調査報告書（工事中その２）の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画

種類：都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為（第３種行為）、
高層建築物の新設（第１種行為）、住宅団地の新設（第１種行為）、
商業施設の新設（第３種行為）、大規模建築物の新設（第１種行為）

2 事後調査実施者

（１）名 称：学校法人日本医科大学

代表者：理事長 汲田 伸一郎

所在地：東京都文京区千駄木一丁目１番５号

（２）名 称：三菱地所レジデンス株式会社

代表者：代表取締役社長 宮島 正治

所在地：東京都千代田区大手町一丁目９番２号

3 公告日

令和 7 年 9 月 8 日（月）

4 事後調査報告書の写しの縦覧

（１）縦覧期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）から令和 7 年 10 月 7 日（火）まで

（２）縦覧場所及び時間

場所：中原区役所（５階）、環境局環境評価課（市役所本庁舎２０階窓口⑥）

時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（環境局環境評価課は午後 5 時 15 分まで）

※縦覧開始日（9 月 8 日）は、午前 10 時から縦覧を行います。

※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※上記期間中、本市ホームページに当該図書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html>



5 事業内容等に関する問合せ先

名称：ラン株式会社

電話：03-5327-3981

6 備考

「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

検索

川崎市

アセス図書の公表

掲載先ホームページ 二次元コード

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年9月8日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に係る事後調査報告書（工事中その2）の写し（以下「事後調査報告書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	(1) 学校法人日本医科大学 理事長 汲田 伸一郎 東京都文京区千駄木一丁目1番5号 (2) 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役社長 宮島 正治 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
	名 称	学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画
	種 類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為）、住宅団地の新設（第1種行為） 商業施設の新設（第3種行為）、大規模建築物の新設（第1種行為）
	実施区域	川崎市中原区小杉町一丁目304-2、小杉町二丁目298-1の一部 外
	目 的	「病院・教育施設」の建て替え、「道路及び公園等の都市基盤施設」及び「高齢者向け福祉サービス施設、高齢者向け住宅、健康増進施設、飲食・物販施設等及び共同住宅」の整備
	内 容	区域面積 約 41,730㎡（第一種住居地域） 建築面積 約 18,210㎡ 延べ面積 約 217,350㎡ 建物高さ 約 17.7m（塔屋等を含む最高高さ約18.4m）
	事後調査の項目等	騒音
縦覧のお知らせ	環境影響評価 の 手続経過	平成27年 3月23日：指定開発行為実施届出 平成27年 3月30日：条例環境影響評価方法書公告 平成27年12月 1日：条例環境影響評価準備書公告 平成28年 4月11日：条例見解書公告 平成28年 8月 5日：条例環境影響評価審査書公告 平成28年10月17日：条例環境影響評価書公告 令和 5年 6月20日：事後調査報告書（工事中その1）公告 令和 7年 4月10日：事後調査報告書（供用時その1：緑）公告
	縦覧期間	令和7年9月8日（月）～令和7年10月7日（火）
	縦覧場所及び時間	中原区役所（5階）・環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥） 午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日（9月8日）は午前10時から縦覧します。
	意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、縦覧期間中に、市長に対し、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから事後調査報告書の閲覧、意見書の提出ができます。 検索 川崎市 アセス図書の公表 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html 
	意見書提出先・ 問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話・ファクス・Eメールでは受け付けていませんので御注意ください。